

議案第32号

養父市職員の給与に関する条例及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市職員の給与に関する条例及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月14日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市職員の給与に関する条例及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(養父市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 養父市職員の給与に関する条例(平成16年養父市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年養父市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の養父市職員の給与に関する条例第27条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び養父市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第27条第4項から第6項

まで（養父市職員の育児休業等に関する条例（平成16年養父市条例第41号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第31条第1項から第3項まで及び第5項又は養父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年養父市条例第34号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（給与条例第11条の2の職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

（市長への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第32号 養父市職員の給与に関する条例及び養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市職員の給与に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

第2条 養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>